

○厚生労働省令第百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条第一号及び第二号並びに船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十二条第一号及び第二号の規定に基づき、並びに同令を実施するため、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月十二日

厚生労働大臣 舛添 要一

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 令第三十六条ただし書の加算した額の支給を受けようとする者は、第一項の申請書に同条ただし書に

規定する出産であると保険者が認める際に必要となる書類を添付しなければならない。

第八十六条の次に次の五条を加える。

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準）

第八十六条の二 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。

一 体重が二千グラム以上であり、かつ、在胎週数が三十三週以上であること。

二 前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当すること。

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由）

第八十六条の三 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 天災、事変その他の非常事態

二 出産した者の故意又は重大な過失

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態）

第八十六条の四 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

（令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件）

第八十六条の五 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によって発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。

（令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置）

第八十六条の六 令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関

する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。

第九十七条第二項中「第六十六条第三項並びに第八十六条第二項及び第三項」を「第八十六条第二項から第四項まで」に改める。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第四十七条ノ五第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

令第十二条但書ノ加算セラルル額ノ支給ヲ受ケントスル者ハ第一項ノ申請書ニ同条但書ニ規定スル出産ト社会保険庁長官ガ認ムル際ニ必要トナル書類ヲ添付スベシ

第四十七条ノ五の次に次の五条を加える。

第四十七条ノ五ノ二 令第十二条第一号ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ定ムル基準ハ出生シタル者出生シタル時点ニ於テ次ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

一 体重二千グラム以上ニシテ且在胎週数三十三週以上タルコト

二 前項ニ掲グルモノノ外在胎週数二十八週以上ニシテ且健康保険法施行規則第八十六条の二第二号ニ規定スル厚生労働大臣ガ定ムルモノニ該当スルコト

第四十七条ノ五ノ三 令第十二条第一号ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ハ次ノ各号ニ掲グルモノトス

一 天災、事変其ノ他ノ非常事態

二 出産シタル者ノ故意又ハ重大ナル過失

第四十七条ノ五ノ四 令第十二条第一号ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ定ムル程度ノ障害ノ状態ハ身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号ノ一級又ハ二級ニ該当スルモノトス

第四十七条ノ五ノ五 令第十二条第一号ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ定ムル要件ハ病院、診療所、助産所其ノ他ノ者（以下此ノ条及次条ニ於テ病院等ト称ス）ニ対シ当該病院等ガ三千万円以上ノ補償金ヲ出生シタル者又ハ其ノ保護者（親権ヲ行フ者、未成年後見人其ノ他ノ者ニシテ出生シタル者ヲ現ニ監護スルモノヲ謂フ）（次条ニ於テ出生シタル者等ト称ス）ニ対シ適切ナル期間ニワタリ支払フ為ノ保険金（

特定出産事故（同号ニ規定スル特定出産事故ヲ謂フ次条ニ於テ同ジ）ガ病院等ノ過失ニ因リ発生シタル場合ニシテ当該病院等ガ損害賠償ノ責任ヲ負フ時ハ補償金ヨリ当該損害賠償ノ額ヲ除キタル額トス）ガ支払ハルモノナルコトトス

第四十七条ノ五ノ六 令第十二条第二号ノ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ講ズル措置ハ病院等ト出生シタル者等トノ間ニ於ケル特定出産事故ニ関スル紛争ノ防止又ハ解決ヲ図ルトトモニ特定出産事故ニ関スル情報ノ分析結果ヲ体系的ニ編成シ其ノ成果ヲ広く社会ニ提供スル為特定出産事故ニ関スル情報ノ収集、整理、分析及提供ニ就キ適正且確實ニ実施スルコトヲ得ル適切ナル機関ニ委託スルコトトス

第四十八条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

令第十二条但書ノ加算セラルル額ノ支給ヲ受ケントスル者ハ第一項ノ申請書ニ同条但書ニ規定スル出産ト社会保険庁長官ガ認ムル際ニ必要トナル書類ヲ添付スベシ

附 則

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。